

事務連絡
平成23年4月7日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

公共工事の入札及び契約手続の更なる改善について

国の平成23年度予算が本年3月29日に成立したところですが、建設業を巡る厳しい状況が続くなか、建設業が地域での災害復旧や住宅・社会資本の整備に十分な役割を果たしつつ公共工事の適正な施工に必要な体制を的確に確保することができるよう、実効あるダンピング対策の充実を図ることが重要となっています。

今般、国土交通省は、現場管理費の官積算に対する割合と工事成績評定点との関係に基づき、低入札価格調査基準価格の算定式のうち現場管理費に係る部分の見直しを行ったところですが、本日付けで、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」についても、国土交通省が行った見直しと同様の見直しが行われました。

また、都道府県及び指定都市に対し、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格について、その算定方式の改訂等により適切に見直すよう別紙のとおり要請しましたので、お知らせします。

総行行第45号
国総入企第1号
平成23年4月7日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局長

国土交通省建設流通政策審議官

公共工事の入札及び契約手続の更なる改善について

国の平成23年度予算が本年3月29日に成立したところですが、建設業を巡る厳しい状況が続くなか、建設業が地域での災害復旧や住宅・社会資本の整備に十分な役割を果たしつつ公共工事の適正な施工に必要な体制を的確に確保することができるよう、実効あるダンピング対策の充実を図ることが重要となっています。「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成18年5月23日閣議決定)においても、ダンピング受注の排除を図る観点から、低入札価格調査制度における調査基準価格を適宜見直すこととされています。

これを踏まえ、今般、国土交通省においては、現場管理費の官積算に対する割合と工事成績評定点との関係に基づき、今年度から低入札価格調査基準価格の算定式のうち現場管理費に係る部分の見直しを行いました。(別添-1参照)

また、4月7日付けで、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」についても、国土交通省における見直しと同様の見直しが行われました。(別添-2参照)

つきましては、各都道府県・指定都市におかれても、これらの見直しを踏まえ、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格について、その算定方式の改訂等により適切に見直しをいただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

(別添・1)

国官会第2402号

平成23年3月29日

内部部局の長
施設等機関の長
国土地理院長
地方支分部局の長 あて
外局の長
沖縄総合事務局長

国土交通省大臣官房長

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成16年6月10日付け国官会第367号)の一部を下記のとおり改正することとしたので遺漏なきよう措置されたい。

記

二(1)イ③中「10分の7」を「10分の8」に改める。

記2(2)イ中の表を次のように改める。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4 乗じて得た額	—
建築関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10 分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6 を乗じて得た額
土木関係の建設コ ンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分 の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10 分の3を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 に10分の9を 乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10分の7.5を乗じて 得た額	諸経費の額に10分の4 を乗じて得た額
補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分 9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10 分3を乗じて得た額

附則

本通知は、平成23年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)の入札から適用する。